します。旧受給者証は8月1日以降使用できませんので、各自で破棄してください。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証についても、有効期限が7月末日となっていますが、こちらは郵送での交付はいたしません。必要な場合は更新手続きを行うようお願いします。

受給者が加入する健康保険が変更になったり、住所が変更になったりした場合などは、変更手続きが必要となります。

■問合せ
産業振興課水産・商工グループ
☎74－3005

新込をうり意をねら振注のをを口にご者手欺齢い詐高しめ！

高齢者をねらう新しい手口の振り込め詐欺が増えています！

高齢者をねらった振り込め詐欺の被害が後をたちません。これらの詐欺は、高齢者が身内を心配する気持ちにつけこみ、経済的な不安をあおり、多額の現金をだまし取ろうとする犯罪です。最近では手口がより巧妙化しています。還付金詐欺、貴金属の押し買い（業者が個人宅に押しかけ、強引に物品を買い取ること）の被害も発生しています。ぜひ家族みんなで悪質商法や詐欺について話し合い、協力して被害を防いでください。

「買いません」「必要ありません」「二度と電話しないでください」「お帰りください」と相手へ意思をはっきりと伝えましょう。

行政に関わるくらしの無料相談会&無料法律相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍年金グループ
☎74-3002

行政に関わるくらしの無料相談会

北海道行政書士会室蘭支部が主催する行政に関わるくらしの無料相談会が開催されます。相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。事前予約が必要です。

■日　時　8月23日（金）9時30分～12時
■場　所　あぶたふれ合いセンター
■申込先　北海道行政書士会室蘭支部（☎76－3538担当後藤）又は住民課

無料法律相談会開催

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題などのトラブルの相談に応じます。相談のある人は、必ず開催日の2日前の17時までに、住民課住民・戸籍年金グループへ予約してください。

■日　時　①7月18日（木）②8月8日（木）13時30分～15時まで
■担　当　①馬見州一弁護士
②高村真人弁護士（むろらん法律事務所）
■場　所　①観光情報センター
②虻田ふれ合いセンター

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■問合せ
後期高齢者医療広域連合
☎011-290-5601
住民課国保医療グループ
☎74-3002

◆保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月以降は使用できません。7月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、現在お持ちの黄色の保険証を破棄し、ピンク色のものを使用してください。新しい保険証の有効期限は、平成26年7月31日までです。

紛失した時や、汚れた時は再交付しますので、住民課国保医療グループまで申し出ください。

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が、7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく平成26年7月31日までです。引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日からは、現在お持ちのオレンジ色の減額認定証を破棄し、水色のものを使用してください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することを確認のうえ住民課国保医療グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ

世帯全員が住民税非課税である方

区分Ⅰ

世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方

①世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）
②老齢福祉年金を受給されている方

◆医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。なお、次回の発行は、9月（平成25年1月～6月の医療費を対象）に行います。

●新たに発行をご希望の方は連絡ください

新たに発行を希望する方は、お手数ですが、問合せください。すでに「発行希望」の連絡をしている方には、継続して発行しますので、再度の連絡は必要ありません。この通知を受け取られたことにより、申請などの手続きをされる必要はありません。またこの通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。